



平成 19 年 7 月 11 日

各 位

会社名 京都きもの友禅株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 慎二
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 総務部長兼経営企画部長 佐野 利之
(TEL. 03-3639-9191)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年6月21日開催の当社第36期定時株主総会にて決議いたしました新株予約権の割当を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称
京都きもの友禅株式会社 2007 年株式報酬型新株予約権
2. 新株予約権の割当を受ける者
当社取締役 3 名
3. 新株予約権の割当日
平成 19 年 7 月 31 日
4. 新株予約権の総数
250 個 (新株予約権の 1 個当たりの目的たる株式の数 1 株)
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1 株当たり 1 円
6. 新株予約権の発行価額
払込金額は割当日にブラック・ショールズ・モデルにより公正な評価単価を算出の上、決定する。当該払込金額の払込みに代えて、取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺するため、新株予約権と引き換えに金銭の払込をすることを要しない。
7. 新株予約権の権利行使期間
平成 19 年 8 月 1 日から平成 49 年 7 月 31 日まで
8. その他の新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - ②その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - ①新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
10. 新株予約権の取得に関する事項
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

12. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記4. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記5. で定められている行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記7. に定める新株予約権の行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記9. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記10. に準じて決定する。

以 上

〈参 考〉

- | | |
|------------------------|------------|
| 1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成19年5月16日 |
| 2. 定時株主総会決議日 | 平成19年6月21日 |